

京都府多様な再生可能エネルギー拠点整備促進事業費補助金交付要綱
(改正前の題名：京都舞鶴港等工コ・エネルギー拠点整備促進事業費補助金交付要綱)
概要

趣旨	多様な再生可能エネルギー源を活用した事業の拠点を整備し、脱炭素社会の実現を目指すため、府内に地域と共生する再エネ発電所を整備しようとする者に対し、補助金を交付する。
補助対象事業	FIT (FIP) 認定を受けており、 <u>出力1,000kW以上の</u> 1.風力発電事業 2.バイオマス発電事業 (1)バイオマス由来のメタン発酵ガス (2)間伐材等由来の未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。） (3)木質バイオマス及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマス (4)建設資材廃棄物・一般廃棄物・産業廃棄物
補助金額	投下固定資産額等の1/10
補助金の限度額	新規府内常用雇用者数に応じ、次のとおりとする。 (1)2～4人　：2,500万円 (2)5～9人　：5,000万円 (3)10人以上：1億円
補助対象となる再エネ発電所の指定要件	1.府内に新設・移転(*1)・増設(*2)される再エネ発電所 *1:新規府内常用雇用者数が2名以上増加すること *2:既設再エネ発電所の縮小等を伴わないもの 2.再エネ発電所周辺地域において、地域に貢献する事業が行われること 3.投下固定資産額等が2.5億円以上 4.新規府内常用雇用者数が2人以上
指定時期	工事着手の90日前
事業スキーム	1.事業者から府あて工事着手90日前までに指定申請 2.府は、適当と認められる場合は指定 3.指定された事業者は、 ①工事着工　②工事完了　③操業開始それぞれの時点において届出 4.指定された事業者は、操業開始後に府あて交付申請 5.府は、申請に基づき、交付決定等を行う。

